

令和4年度 運営指導(実地指導)における主な指摘事項

※凡例をここor下の端に入れる

項目	施設種別	口頭・文書	基準及び指導事項の内容	根拠となる法令・通知等
人員に関する基準 (看護・介護職員)	介護老人保健施設	文書	看護職員の配置数は、省令により置くべきとされている看護・介護職員の員数の2/7が標準とされているところ、看護職員数がそれに満たなかった。	【平11厚令40 第2条第1項第三号】 【平12老企44 第2の3(2)】
運営に関する基準 (非常災害対策)	介護老人保健施設 (共通)	文書	介護老人保健施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、策定した具体的計画に関しては、施設又は事業所の見やすい場所にその概要を掲示しなければならないこととされている。 <指摘事項> 策定した計画の概要をを玄関口に掲示しているが、併せて掲示すべき避難経路(避難通路、避難口、非常参集場所への経路等)の図が掲示されていなかった。 なお、当該避難経路図はフロアごとに作成し、現在地・避難経路・避難口を大きく明示するなど、高齢者にも分かりやすいものにすることが望ましい。	【平11厚令40 第28条第1項】 【平12老企44 第4の27(1)(3)】 【平24条例52 第4条】
運営に関する基準 (記録の保存)	介護老人保健施設 (共通)	文書	介護老人保健施設は、サービスの提供に関する、平11厚令40第38条第2項各号に掲げる記録を整備し保存しなければならないこととされている。 この記録の保存期間については、同項でその完結の日から「2年間」とされているところ、本県においては、平24条例52による読み替え規定により「5年間」と定めている。 <指摘事項> 施設が定めたサービスの提供に係る各種指針において、記録の保存期間を「2年間」と明記していた。	【平11厚令40 第38条第2項】 【平24条例52 第3条第2項】
介護給付費の算定及び取扱 (所定疾患施設療養費)	介護老人保健施設	文書	当該介護報酬は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1日に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する加算である。 この加算を算定するには、以下の基準のいずれにも適合する必要がある。 (1) 診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等(近隣の医療機関と連携し実施した場合を含む)の内容等を診療録に記載していること。 (2) 算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。 <指摘事項> 上記(1)の要件は満たしていたが、(2)の要件である、前年度における実施状況の公表を行っていなかった。	【平12厚告21別表2ヨ注1】 【平12老企40第2の6(33)】

<p>介護給付費の算定及び取扱 (排せつ支援加算Ⅲ)</p>	<p>介護老人保健施設</p>	<p>文書</p>	<p>当該介護報酬は、排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たす施設において、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がなく、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合に、算定できることとするものである。</p> <p><指摘事項> 次のような状態の入所者に対し、当該加算を算定していた。 ・入所時の排泄の状態と比較して、排尿または排便の状態が改善していない、かつおむつも外れていない。 ・入所時におむつの中への排泄を前提としていない状態だったが、おむつ使用ありと評価し、入所後、おむつが外れたことを以て改善したと評価した。</p>	<p>【平12厚告21別表2ラ(3)】 【平12老企40第2の5(36)】 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について</p>
<p>介護給付費の算定及び取扱 (入退所前連携加算)</p>	<p>介護老人保健施設</p>	<p>文書</p>	<p>入退所前連携加算(Ⅰ)は、下のイ、ロ双方の基準を満たす場合に算定できる加算である。 イ 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、当該入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用方針を定めること ロ 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行うこと</p> <p><指摘事項> 上記イの要件である入所時の指定居宅介護支援事業者との連携について、入所時のケース会議記録に指定居宅介護支援事業所担当者の関与が記載されていないなど、記録が不十分であった。 介護報酬の算定に当たっては、算定要件を満たしていることが明確に分かるよう、確実に記録を残すこと。</p>	<p>【平12厚告21別表2へ(1)(三)】 【平12老企40第2の6(21)③】</p>
<p>介護給付費の算定及び取扱 (療養食加算)</p>	<p>介護老人保健施設</p>	<p>文書</p>	<p>腎臓病食、心臓病食(減塩療法)については、1日あたりの塩分摂取量6.0gを超えないこととされている。</p> <p><指摘事項> ある日の塩分摂取量について総量6.0gを超えていたが、週の平均で1日6.0g未満となるように調整し、加算を算定していた。</p>	<p>【平12厚告21別表2ル】 【平12老企40第2の5(28)】</p>
<p>運営に関する基準 (事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>介護医療院 (共通)</p>	<p>文書</p>	<p>介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとされている。また、市町村への報告対象となる事故について、下記の事故は、原則として全て報告することとなっている。 ①死亡に至った事故 ②医師(施設の勤務医、配置医師を含む)の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故</p> <p><指摘事項> 上記②に該当する事故について、施設内での報告に留まり、市町村への報告がなされていなかった。</p>	<p>【平30厚令5 第40条第2項】 【平30老老1 第5の35】 【介護保険施設等における事故の報告様式等について(令和3年3月19日老高発0319第1号、老認発0319第1号、老老発0319第1号)】 【指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル】</p>
<p>運営に関する基準 (衛生管理等)</p>	<p>介護老人福祉施設</p>	<p>文書</p>	<p>指定介護老人福祉施設は、当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備することとされているが、指針の整備がなされていなかった。</p> <p><指摘事項> 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備をすること。</p>	<p>【平24条例52 第3条 別表第1の11】 【平11厚令39 第27条】</p>

運営に関する基準 (運営規程)	介護老人福祉施設	文書	指定介護老人福祉施設は、運営規程に緊急時等における対応方法を定めることとされているが、運営規程にその定めがなかった。 <指摘事項> 運営規程に上記事項を定めること。	【平24条例52 第3条 別表第1の11】 【平11厚令39 第23条】
運営に関する基準 (指定介護福祉施設サービスの取扱方針)	介護老人福祉施設	文書	指定介護老人福祉施設は、身体拘束等の適正化のための指針を整備することとされているが、職員の研修、指針の閲覧に関する基本方針等を記載した指針が整備されていなかった。 <指摘事項> 上記事項を踏まえ指針を整備すること。	【平24条例52 第3条 別表第1の11】 【平11厚令39 第11条】
運営に関する基準 (事故発生の防止及び発生時の対応)	介護老人福祉施設	文書	指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、事故が発生した場合の対応、事故発生防止のための指針を整備することとされているが、事故防止に関する基本的な考え方、職員研修、指針の閲覧に関する基本方針等を記載した指針が整備されていなかった。 <指摘事項> 上記事項を踏まえ指針を整備すること。	【平24条例52 第3条 別表第1の11】 【平11厚令39 第35条】
介護給付費の算定及び取扱 (科学的介護推進体制加算Ⅱ)	介護老人福祉施設	文書	当加算は、入所者ごとの栄養状態、疾病の状況等の情報提出を、加算算定を開始しようとする月のほか、少なくとも6月ごとにLIFEを用いて行うことが算定要件の一つとなっているが、算定開始6月後に提出すべき情報が未提出である事案が確認された。 <指摘事項> 情報提出を適切に行うこと。	【平12厚告21 別表1のネ】 【平12老企40 第2の5(38)】
運営に関する基準 (勤務体制の確保等)	特定施設入居者生活介護	文書	指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないとされている。 <指摘事項> 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講じること。	【平11厚令37第190条第5項】
運営に関する基準 (非常災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示)	特定施設入居者生活介護	文書	社会福祉施設等の設置者等(設置者若しくは開設者又は当該事業を行う者をいう。)は、非常災害対策に関する具体的な計画を作成し、施設の見やすい場所に、その概要を掲示しなければならない。 <指摘事項> 非常災害対策に関する具体的な計画の概要を掲示すること。	【平24条例52 第4条】
運営に関する基準 (事故発生の防止及び発生時の対応)	特定施設入居者生活介護	文書	市へ報告しなければならない事故が発生しているにも関わらず、報告していない事例があった。 <指摘事項> 特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村へ連絡しなければならないので適切に対応すること。	【平11厚令37 第37条第1項】 【平11老企25第3 10 3(14)】 【指定介護保険サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル】

<p>有料老人ホーム事業の運営 (帳簿の整備)</p>	<p>有料老人ホーム</p>	<p>文書</p>	<p>[帳簿の整備] 有料老人ホームでは、入居者に供与した次のサービス(提供サービス)の内容を記載した帳簿を作成し、2年間保存することとされている。 ① 入浴、排せつ又は食事の介護 ② 食事の提供 ③ 洗濯、掃除等の家事の供与 ④ 健康管理の供与 ⑤ 安否確認</p> <p><指摘事項> ・上記③～⑤に掲げる提供サービスにかかる記録がない、または内容が乏しいことから、サービス提供が適切に行われていると客観的に判断できない状態であった。</p>	<p>【有料老人ホーム設置運営指導【指針8(3)ハ】</p>
<p>有料老人ホーム事業の運営サービス等 (身体拘束等の適正化)</p>	<p>有料老人ホーム</p>	<p>文書</p>	<p>(1) 緊急やむを得ず入居者に身体拘束を行った際の記録 有料老人ホームでは、緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った際に、その態様及び時間、心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載した帳簿を作成し、2年間保存することとされている。</p> <p><指摘事項> ・身体拘束実施中の記録を残していなかった。</p> <p>(2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 有料老人ホームでは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとされている。</p> <p><指摘事項> ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されていなかった。</p> <p>(3) 身体拘束等の適正化のための指針 有料老人ホームでは、身体拘束等の適正化のための指針を整備することとされている。</p> <p><指摘事項> ・運営指導中に当該指針を確認することができなかった。</p> <p>(4) 身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修 有料老人ホームでは、介護職員その他の業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施することとされている。</p> <p><指摘事項> ・研修が実施されていなかった。</p>	<p>【老人福祉法第29条第6項】 【老人福祉法規則第20条の6】 【有料老人ホーム設置運営指導指針8(3)二】 【有料老人ホーム設置運営指導指針9(6)】 【指針9(7)イ】【指針9(7)ロ】【指針9(7)ハ】</p>
<p>職員の配置、研修及び衛生管理等 (職員の研修)</p>	<p>有料老人ホーム</p>	<p>文書</p>	<p>有料老人ホームでは、職員に対して、採用時及び採用後において定期的に研修を実施することとされており、特に、生活相談員及び直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行うこととされている。</p> <p><指摘事項> ・一部職員のみが研修を受講しており、その他職員は、研修を受講していなかった。</p>	<p>【有料老人ホーム設置運営指導指針7(2)一】</p>

<p>契約内容等 (事故発生防止の対応)</p>	<p>有料老人ホーム</p>	<p>文書</p> <p>(1)事故発生の防止のための指針 有料老人ホームでは、事故が発生した場合の対応、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告するための方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備することとされている。</p> <p><指摘事項> ・指針の内容の一部に不備があった。</p> <p>(2)事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の体制 有料老人ホームでは、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備することとされている。</p> <p><指摘事項> ・事故に至る危険性がある事態が生じていたが、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制が整備されていなかった。</p> <p>(3)事故発生防止のための委員会 有料老人ホームでは、事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に行うこととされている。</p> <p><指摘事項> ・委員会を行っていなかった。</p> <p>(4)事故発生防止のための研修 有料老人ホームでは、事故発生の防止のための職員に対する研修を定期的に行うこととされている。</p> <p><指摘事項> ・研修を行っていなかった。</p>	<p>【有料老人ホーム設置運営指導指針12(8)一】 【有料老人ホーム設置運営指導指針12(8)二】 【有料老人ホーム設置運営指導指針12(8)三】</p>
------------------------------	----------------	---	--